

被災者生活再建支援金のご案内 (中規模半壊世帯用)

1. 被災者生活再建支援制度の内容

被災者生活再建支援法に基づき、令和2年7月豪雨災害により、居住する住宅が全壊するなどで生活基盤に著しい被害を受けた世帯（被災世帯）に対し、支援金を支給し、生活の再建を支援するものです。

住宅の被害程度に応じて支給される「基礎支援金」と、住宅の再建方法に応じて支給される「加算支援金」の2つの支援金が支給されます。

2. 対象となる被災世帯

八代市に居住の世帯で、令和2年7月豪雨災害により、

(1) 住宅が全壊した世帯（全壊）

※被害区分が「全壊」である罹災証明書が必要です。

(2) 住宅が半壊し、住宅をやむを得ず解体した世帯（解体世帯）

※被害区分が「半壊」または「大規模半壊」である罹災証明書が必要です。

(3) 住宅の敷地に被害が生じ、住宅をやむを得ず解体した世帯（解体世帯）

※罹災証明書が無い場合でも対象となることがありますのでご相談ください。

(4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊）

※被害区分が「大規模半壊」である罹災証明書が必要です。

○支援金の申請者は、世帯主である必要があります。

(5) 住宅が半壊のうち、中規模半壊と認定された世帯（中規模半壊） ※追加

※被害区分が「半壊」である罹災証明書と、「中規模半壊」の証明書が必要です。

3. 支援金の支給額

支援金の支給額は、以下の2つの支援金の合計額となります。

A 住宅の被害程度に応じて支給する金額（基礎支援金）

B 住宅の再建方法に応じて支給する金額（加算支援金）

（単位：万円）

| 世帯構成及び住宅の被害程度 | 基礎支援金 | 加算支援金 | | 計 A+B | |
|---------------------|---------|---------|-----------|-------|--|
| | | 住宅の再建方法 | | | |
| | | A | B | | |
| 複数世帯 （世帯の構成員が複数） | 全壊世帯 | 100 | 建設・購入 200 | 300 | |
| | | | 補修 100 | 200 | |
| | | | 賃借 50 | 150 | |
| | 大規模半壊世帯 | 50 | 建設・購入 200 | 250 | |
| | | | 補修 100 | 150 | |
| | | | 賃借 50 | 100 | |
| | 中規模半壊世帯 | — | 建設・購入 100 | 100 | |
| | | | 補修 50 | 50 | |
| | | | 賃借 25 | 25 | |
| 単数世帯 （世帯の構成員が単数） | 全壊世帯 | 75 | 建設・購入 150 | 225 | |
| | | | 補修 75 | 150 | |
| | | | 賃借 37.5 | 112.5 | |
| | 大規模半壊世帯 | 37.5 | 建設・購入 150 | 187.5 | |
| | | | 補修 75 | 112.5 | |
| | | | 賃借 37.5 | 75 | |
| | 中規模半壊世帯 | — | 建設・購入 75 | 75 | |
| | | | 補修 37.5 | 37.5 | |
| | | | 賃借 18.75 | 18.75 | |

※解体世帯とは、半壊解体世帯、敷地被害解体世帯をいいます。

住宅が「半壊」または「大規模半壊」の罹災証明を受け、あるいは住宅の敷地に被害が生じるなどして、そのままにしておくと非常に危険であったり、修理するにはあまりにも高い経費がかかるため、これらの住宅を解体した場合には、「解体世帯」として「全壊世帯」と同等の支援が受けられます。

※今回の災害では、長期避難世帯は該当がありません。

※中規模半壊世帯には基礎支援金はありません。

4. 申請期限

- A 基礎支援金：災害のあった日から 13か月の間
- B 加算支援金：災害のあった日から 37か月の間

5. 申請に必要な書類

- ①被災者生活再建支援金支給申請書（申請者は、被災世帯の「世帯主」）
八代市役所仮設庁舎 生活援護課に配置。その他、申請書及びパンフレットは、市のホームページからもダウンロード（PDF）できます。
- ②罹災証明書（八代市役所仮設庁舎 市民税課）
- ③住民票（令和2年7月4日時点の住所がわかる世帯全員のもので世帯主・続柄が確認できるもの）
- ④申請者（世帯主）の振込口座の通帳のコピー（金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義人の「ヨミガナ」が印刷された部分）※振込口座は普通口座のみとなります。
- ⑤住宅の建設・購入、補修または賃借が確認できる契約書（または見積書+領収書、写真）等のコピー
※契約書の名義は、必ず申請者（世帯主）または被災時同一世帯員に限ります。
※契約書の内容が不明確な場合には追加で見積書等の添付をお願いすることがあります。
※補修区分は建物本体に関わる工事が対象です。
- ⑥中規模半壊証明書

6. その他留意事項

- ・住宅の所有者であっても実際に居住していない場合は対象となります。
- ・自己所有の住宅に限らず、借家やアパート等の賃貸住宅に居住の場合も対象となります。
- ・借家等の大家は対象となりません。（大家本人が実際に居住している場合は対象となります。）
- ・「賃借」については、公営住宅や災害仮設住宅（みなし仮設住宅含む）への入居は除きます。

7. 支援金の支給

申請書は、八代市での受付後、熊本県を経由して、本制度の実施機関である「被災者生活再建支援法人道府県センター 被災者生活再建支援基金部」に送付されます。同法人において申請書の内容の審査を行い、支給金額を決定し、指定された金融機関等の口座に支援金が振り込まれます。

※申請受付から支給まで2~3カ月前後かかります。（書類に不備がない場合）

8. 問合せ・申込窓口

〒866-8601 八代市松江城町1-25

八代市役所 健康福祉部 生活援護課（本庁舎2階）

電話番号：0965-33-8722（直通）